耐震診断補助制度の概要

1. 補助対象建築物

次のいずれにも該当するものとする。

- (1)昭和56年5月31日以前に建築されたもので現に居住又は使用しているもの。(木造住宅にあっては、これから居住又は使用するものを含む。)(建築確認の大阪府受付日が昭和56年5月31日以前のもの)
- (2)住宅(長屋、併用住宅及び共同住宅を含む。)又は耐促法の第6条に掲げる特定建築物のうち、避難に配慮が必要な者が利用する施設(社会福祉施設、病院)、私立の保育所、幼稚園、小中高学校などの建築物。

注:補助対象建築物の所有者と占有者又は土地所有者が異なる場合は、当該建築物の耐震診断 を行うことについて、当該利害関係者との協議等が整っていなければならない。

2. 補助対象者

補助対象建築物を所有する個人又は法人。

3. 補助金の額等

- (1)特定建築物 耐震診断及び予備診断に要した費用の3分の2とする。ただし、1,332,000 円を限度額とする。(千円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)
- (2) 非木造住宅 補助額が1戸当たり 25,000 円として算出した金額と耐震診断及び予備診断に要した費用の2分の1の額のいずれか低い額とする。ただし、1,000,000 円を限度額とする。 (千円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)
- (3) 木造住宅 耐震診断に要した費用の11分の10とし、1戸当たり50,000円を限度とする。 ただし、耐震診断費用は、1平方メートル当たり1,100円以内とする。(千円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)

4. 注意事項

- (1)<u>補助を受けるためには一定の要件を満たした耐震診断技術者が診断をしなければならない。</u> (木造住宅の耐震診断においては、一般財団法人日本建築防災協会が主催する講習会又は公益社 団法人大阪府建築士会が主催する講習会の受講修了者)
- (2)補助金の交付には、一定の要件があり、また予算の範囲内においての交付となります。申し込み者多数など、この制度がご利用できない場合がありますので、予めご了承ください。
- (3)補助金の交付決定前に耐震診断の契約および着手をされた場合は補助できませんのでご注意ください。